○厚生労働省令第四十一号

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十九号）の一部の施行に伴い、及び医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十一条第一項第一号の規定に基づき、医師法第十七条の二第一項に規定する大学において医学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

厚生労働大臣　福岡　資麿

医師法第十七条の二第一項に規定する大学において医学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験を定める省令の一部を改正する省令

医師法第十七条の二第一項に規定する大学において医学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験を定める省令（令和四年厚生労働省令第百五十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
医師法第十一条第一項第一号に規定する大学において医学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験を定める省令の一部を改正する省令 （この省令の趣旨） **第一条**　医師法（昭和二十三年法律第二百一号。以下「法」という。）第十一条第一項第一号に規定する、大学において医学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験（以下「共用試験」という。）に関しては、この省令の定めるところによる。 **附　則** （医師法の一部改正等に伴う経過措置） **第三条**　施行日前に学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（以下「大学」という。）において医学を専攻する学生であって、当該学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験として厚生労働大臣が定めるものに合格したものは、本則の規定にかかわらず、法第十一条第一項第一号の規定により厚生労働省令で定める試験に合格したものとみなす。 2　防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第十六条第一項第一号の教育訓練を受けている者であって、施行日前に前項に規定する厚生労働大臣が定める試験に合格したものは、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百十五条の二十六の規定の適用については、本則の規定にかかわらず、法第十一条第一項第一号の規定により厚生労働省令で定める試験に合格したものとみなす。	医師法第十七条の二第一項に規定する大学において医学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験を定める省令の一部を改正する省令 （この省令の趣旨） **第一条**　医師法（昭和二十三年法律第二百一号。以下「法」という。）第十七条の二第一項に規定する、大学において医学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験（以下「共用試験」という。）に関しては、この省令の定めるところによる。 **附　則** （医師法の一部改正等に伴う経過措置） **第三条**　施行日前に学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（以下「大学」という。）において医学を専攻する学生であって、当該学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験として厚生労働大臣が定めるものに合格したものは、本則の規定にかかわらず、法第十七条の二第一項の規定により厚生労働省令で定める試験に合格したものとみなす。 2　防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第十六条第一項第一号の教育訓練を受けている者であって、施行日前に前項に規定する厚生労働大臣が定める試験に合格したものは、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百十五条の二十六の規定の適用については、本則の規定にかかわらず、法第十七条の二第一項の規定により厚生労働省令で定める試験に合格したものとみなす。

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○農林水産省令第十三号

農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第五十四条の二第三項及び水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第五十八条の二第三項（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

農林水産大臣　江藤　拓

農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令

（農業協同組合法施行規則の一部改正）

第一条　農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。